



個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

本部/国内機関 : 中南米部

案件概要表

案件名 (和) 援助協調アドバイザー
(英) Coordination Adviser on the International Cooperation

対象国名 ドミニカ共和国

分野課題1 ガバナンス-行政基盤
分野課題2 援助アプローチ-援助効果・援助手法
分野課題3 貧困削減-貧困削減
分野分類 計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名 プログラム構成外
援助重点課題 -
開発課題 -
プロジェクトサイト サント・ドミンゴ

協力期間 2010年07月11日 ~ 2013年07月19日

相手国機関名 (和) 経済企画開発省
相手国機関名 (英) Ministry of Economy, Planning and Development

プロジェクト概要

背景 ドミニカ共和国(以下、ド国)は、2003年の国内大手銀行倒産により、急激な金融危機に直面し、-0.3%の経済成長、27%を超えるインフレに見舞われた。しかしながら、2005年以降は観光業等外貨収入に繋がる関連産業が回復を見せるなど、国内経済も回復基調である。ド国では、中長期的な視野に立った持続的開発とガバナンスの向上を目的とし、2030年までの国家開発戦略を策定中である。法律第496-06号により、経済企画開発省(以下、SEEPYD)が設立され、持続的な発展に向けマクロ経済の計画立案、管理、モニタリング、評価を行ない、公共投資及び国家開発戦略を担う主要機関となった。SEEPYDの国際協力局は、多国間協力部と二国間協力部に分かれており、技術協力、無償資金協力、有償資金協力に関する政策やルール策定、要請手続き、認証、評価等を担当している。更には、新公共投資法(法律第498-06号)及びその細則(大統領令第493-07号)によって、国家開発戦略策定について、国家計画局(SEEPLAN)を取りまとめ役として一元化すると共に、新開発評議会制度によって市民からボトムアップで開発ニーズを吸い上げ国家戦略に反映する仕組みが出来た。SEEPYDは、政府内省庁・関係機関および政府・ドナー(市民社会を含む)間におけるODA調整機関として、援助効果や開発イニシアティブを牽引する役割を求められていることから、単なる援助調整にとどまらず、援助効果を始めとする援助全般に関するマネジメント能力の強化が喫緊の課題となっている。

上位目標 ド国において、国家開発戦略(2030年)に基づいて国内外の機関の協調により、効果的かつ効率的に開発が促進される。

プロジェクト目標 SEEPYDが日本のODA事業の効果的な活用を行うとともに、政府内・他ドナーとの調整能力の向上を通じSEEPYDの総合的な援助マネージメント能力が強化される。

成果 1. SEEPYDが、日本のODAの特徴・優位性を理解し、国家開発戦略・公共投資計画に沿った活用・実施促進を政府内省庁・関係機関に対し提言することができる。
2. SEEPYDが、政府省庁・関係機関、市民社会及びドナーとの各種援助協調・対話メカニズムに横断的に関与し、援助効果向上のためのファシリテーション並びに国家開発戦略へのフィードバックを行うことができる。

活動 1-1. SEEPYDに対し、国別援助計画や国別援助実施方針といった日本のODA事業政策に

関する情報提供を行う。

1-2. 現地ODAタスクフォースとSEEPYDとの連絡・調整メカニズムを構築する。

1-3. 国家開発戦略・各セクター開発政策等と日本の援助方針・事業計画との比較検討並びに調整を図る。

1-4. SEEPYDに対し、より効果的な日本のODA事業実施に向けた要望調査実施プロセスに対する支援及び改善に関する提言を行う。

2-1. SEEPYDに対し、国内外の援助効果向上をはじめとする各種議論や動向に関する情報提供を行う。

2-2. SEEPYDと共に、セクターテーブルを含む各種援助会合に参加し、分野横断的な援助効果向上に係る技術支援を行う。

2-3. SEEPYDにおけるドナーマッピング・データ集積に対する助言を行う。

2-4. 組織レベルでの能力開発の実現を念頭に、SEEPYDが策定する「国家開発戦略」への技術支援を実施する。

投入

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 日本側投入 | ・長期専門家 1名x24ヶ月
・在外事業強化費 |
| 相手国側投入 | ・本邦研修(または第三国研修)
・C/Pの配置
・執務室 |
| 外部条件 | ・ド国の開発政策に大きな変更がない |

実施体制

- (1)現地実施体制 ・経済企画開発省 国際協力次官室 二国間協力部

関連する援助活動

- | | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)我が国の
援助活動 | ド国において2国間援助を実施するドナーの中で、我が国はODA実績において、米国、スペインに次ぐ第3位の位置にある。
我が国の対ド国援助重点分野は、①貧困削減(格差是正)、②競争力向上、③環境保全、の3分野であり、各々の分野において技術協カプロジェクト、無償資金協力、JOCVの投入などを組み合わせることにより、よりシナジー効果の高い援助を目指している。 |
| (2)他ドナー等の
援助活動 | 対ハイチ援助額では上位に位置するUSAID(米国)及びAECID(スペイン)は、いずれも経済開発を中心に支援を展開している。
また、2010年1月に隣国ハイチで発生した大地震によって、復旧・復興支援のために、多くのドナーや国際機関がド国に活動拠点を置いていることも注目すべき点である。 |



技術協力プロジェクト

2017年04月28日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 地方自治体計画策定能力強化プロジェクト (英) Project on the Capacity Development for Efficient Planning and Development Management in the Province of Dajabon
対象国名	ドミニカ共和国
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	サント・ドミンゴ、ダハボン県
署名日(実施合意)	2011年10月01日
協力期間	2011年12月01日 ~ 2015年12月31日
相手国機関名	(和) 国境開発総局、経済企画開発省
相手国機関名	(英) DGDF, MEPyD

プロジェクト概要

背景

ドミニカ共和国(以下「同国」)は1990年代以降、高い経済成長を遂げており、2009年には一人当たりの総所得(GNI)は4,550ドル(世銀)に達し、中所得国となった。しかしこれは観光業を主体としての経済発展であり、「ド」国の観光業は外資企業による開発が主体のため、国内産業や社会の発展と結びつきが少なく、経済成長の恩恵が貧困層にまで行き届いていない。サントドミンゴやサンチアゴ等の主要都市から離れるほど行政サービスを受けにくくなり、都市部と地方部の格差は著しく、貧困家庭の割合は都市部で29.6%である一方、農村部では50.9%に達している。特にハイチとの国境地域では、生産構造の脆弱さや基幹産業の欠如による雇用機会の不足、他地域への人口流出、そして農村部での基本インフラの未整備から市場へのアクセスが難しいことなど、開発への制約要因が多い。そのために、国境地域7県の貧困家庭の平均割合が66%と、他農村地域と比べても貧困度が高い状態である。

同国政府としてはこのような現状を踏まえ、国家としての効率的な開発の推進、国内格差是正のため、2005年から2008年にかけて行財政改革に関する法律、施行細則を次々と制定し、行政機関の組織や機能、行政手続きの見直しを行った。特に、2007年の「地方自治体法(Municipal Law)」(法律第176-07号)の制定により、地方自治体の役割を明確にし、地方自治体が各地域において主体的に開発計画を策定すると定めるとともに、同じく2006年に制定された「計画・公共投資法」(法律第498-06号)により、州、県、市の各レベルに設置される開発評議会を通じて、ボトムアップで市民から開発ニーズを国に吸い上げて、それを経済企画開発省(MEPyD)が取りまとめ、国家開発計画の策定と実施に係る全体調整の役割を担っていく法的な体制が整備された。国家開発計画(2010-2013年)では、2013年の達成目標として、すべての市において開発評議会を形成、機能させ、50%の市で開発計画を策定することを目標としている。

しかし、国境地域など地方部では人口1万人以下の市が大半であり、市職員が数人だけの場合も少なくない。また、4年毎の市長選挙により市長が交代すると、市の職員のほとんどが同時に替わってしまう状況にあり、市役所における継続的な知見、経験の蓄積が困難である。また、市職員の開発計画策定及び実施能力を強化するための研修もほとんど提供されていない。このため、これらの市では、中央政府の方針や計画に基づき、住民ニーズを的確に反映した市の中長期的な開発計画が策定できず、質の高い公共サービスの提供が行えない。さらに

国家歳入の10%が市に交付金として配賦されることになっているが、人口によって予算配分が決められるため、小規模の市では予算が少なく、それら経費も主に管理経費に使われ、公共投資事業にはほとんど活用されていない現状である。よって、同国政府では、こうした市での厳しい予算事情を踏まえて、市予算をより効率的に活用させ、効果的に住民に行政サービスを提供するため、今般、地方の開発計画策定、実施能力の強化、そのための持続的な支援体制作りを目的として、本件日本政府に対し要請を行ったものである。

上位目標	国境地域の各市・県(Montecristi, Dajabao, Santiago Rodriguez, Elias Piñero, Independencia, Bahoruco, Pedernales)において、住民のニーズを反映した中期的な開発計画が策定され、実施される。
プロジェクト目標	ダハボン県で住民のニーズを反映した中期的な開発計画が効果的に策定され、予算が確保され、実施される。
成果	1) 市および県レベルにおける開発計画の策定と実施に係る組織能力が強化される。 2) 中央政府各省庁の協力のもと、対象地域の市・県開発評議会と各省が連携して、開発プロジェクトの形成と実施のための、関係者間の仕組みが構築される。 3) 成果2で構築されたプロセス確立までの課題、成果事例、教訓が取りまとめられ、関係機関に共有される。
活動	1-1 対象市及び県の計画策定・事業予算確保・実施能力(組織体制、財務、人材等)の分析を行う。 1-2 対象市及び県開発計画策定の必要性を、各市・DGODTが理解する。 1-3 対象市におけるベースラインサーベイ(住民の課題、ニーズ把握のための社会調査)を参加型にて実施する。 1-4 DGODTとともに、ダハボン県の各市で開発評議会の形成を支援する。 1-5 1-3に基づき、対象市で市開発評議会を通じて市開発計画(中期計画、年次計画)を策定する。 1-6 1-5で策定した市開発計画に基づき、年次計画を策定する。 1-7 1-5で策定された市開発計画に沿って、市の予算規模および中央政府各省の事業実施状況を考慮し、実施可能性・優先順位の高い開発投資事業について案件形成を行う。 1-8 DGODTとともに、ダハボン県の県開発評議会の形成を支援する。 1-9 1-5で策定した市開発計画をふまえ、県開発評議会を通じ県開発計画(広域優先事業リストを含む)の策定を支援する。 1-10 1-7で形成された案件のうち、市が事業実施に関わる開発投資事業に関し、市が行う実施モニタリングをDGODTとともに支援する。 1-11 1-2に基づき、現地、国内、第三国、本邦において、適切な研修を計画し・実施する。 2-1 DGODTによる市開発計画策定支援の現状、各省庁による公共投資プロジェクトの形成の現状把握、SNIPに関するDGIPの機能を把握する。 2-2 ダハボン県における本プロジェクトの取り組みを通じて、市さらに県の開発計画策定におけるMEPyD(DGODT、DGIP、DGDES)ならびに省庁の役割分担を検証する。 2-3 市ならびに県レベルの開発計画で確認された開発ニーズの実現に向けて、省庁による公共投資プロジェクトの形成と実施を、DGODT、DGIPならびに各省庁の計画開発ユニット(UIPyD)が協力して支援することを通じて、関係者(DGODT、DGIP、DGDES、省庁)の役割分担、公共投資プロジェクトの形成・実施のプロセスを検証する。 3-1 MEPyDと協力し、市及び広域優先事業リスト策定、実施、モニタリングに係る教材、マニュアルを最終化する。 3-2 関係機関と広くプロジェクトの経験を共有するためのワークショップを開催する。
投入	
日本側投入	・専門家(チーフアドバイザー/参加型開発計画(30.5M/M)、公共投資システム(28.73M/M)、業務調整/研修計画(16.5M/M)) ・本邦研修(地方行政分野、5人×3週間×3回) ・技術交換研修(ホンジュラス、グアテマラ等での参加型開発の事例視察、5人×3回) ・現地セミナー、ワークショップ ・ローカルコンサルタント備上 ・機材(車両他)
相手国側投入	・実施機関の職員配置(合計7名:MEPyDの3局、DGODT、DGDES、DGIP)、執務室他
外部条件	・ドミニカ共和国政府の地方分権化政策が変更されない。 ・研修を受けた人材が定着する。 ・参加型計画策定に係る政策に大幅な変更が生じない。 ・対象市において、継続的に市開発計画の予算が確保される。
実施体制	
(1)現地実施体制	・経済企画開発省(MEPyD): 国土開発計画局(DGODT)(役割:地方自治体の計画策定への技術支援、助言、標準マニュアル策定)、 公共投資局(DGIP)(役割:国家公共投資システム(SNIP:National System for Public Investment)への事業案件登録と承認、案件形成策定における標準マニュアル、ガイドライン策定) 経済社会開発局(DGDES)(役割:マクロレベルでの国家計画の策定、実施モニタリング) 二国間協力局(DGCOB)(役割:二国間援助の窓口調整役) ・国境開発総局(DGDF)(役割:国境地域での開発事業促進、事業実施・運営監理)

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

・開発調査「国境地域の持続的開発に向けた効果的プログラム運営管理能力向上計画調査」(2006～2007)

・ボランティア派遣(国境開発総局ダハボン県、エリアス・ピーニャス県事務所)

・個別案件専門家「援助協調アドバイザー」(2010年7月～2012年7月)

・UNDP ART-GOLDプログラム

(2)他ドナー等の
援助活動



技術協力プロジェクト

2018年03月03日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名 (和) 官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト
(英) Sustainable Tourism based on Public-Private Partnership

対象国名 ドミニカ共和国

分野課題1 民間セクター開発-観光

分野課題2

分野課題3

分野分類 商業・観光-観光-観光一般

プログラム名 持続的な観光開発プログラム

援助重点課題 貧困削減(格差是正)

開発課題 貧困層の生活向上

プロジェクトサイト プエルトプラタ県

署名日(実施合意) 2009年08月17日

協力期間 2009年12月01日 ~ 2013年11月30日

相手国機関名 (和) 観光省、職業訓練庁

相手国機関名 (英) SECTUR, INFOTEP

プロジェクト概要

背景

ドミニカ共和国(以下「ド」国)では、1960年代より観光産業を開発優先分野として、外国投資への優遇措置や観光インフラの整備といった積極的な観光開発政策を実施してきた。その結果、カリブ諸国最大の観光客数を誇る観光国へと成長し、2008年には年間398万人が同国を訪れている。フェルナンデス大統領は2006年に発表した「国家競争力強化計画」で、観光産業を国家開発の牽引役としてあらためて位置づけ、地域住民を巻き込んだ官民連携による地域観光開発の振興を表明した。全国の主な観光開発地域に9つの「観光クラスター」を設置し、地域が主体となった持続的な観光開発への取り組みを本格化させている。さらに、2007年に公布された「ムニシピオ法」(法律第176-07号)においてもムニシピオ(市にあたる地方自治体)の権限が拡大され、官民協力による地域の観光振興でも市が重要な役割を果たすことが示された。

これまで同国が積極的に奨励してきた大型ビーチリゾートホテル開発は、その多くが外資によるオールインクルーシブ型と呼ばれる形態である。このホテルは、前払いのツアー料金に部屋代や飲食代、エンターテインメント代が含まれていて、観光客がホテルの外に出ることが少ない。こうした観光地とその周辺地域では、地域住民が観光活動に参加し利益を得る機会が非常に限られている。そのため地域社会の側でも、観光産業は外部のもので地場産業という認識が低く、観光を積極的に地域の開発に活用することができず、観光産業の発展と地域社会の開発との間に大きな隔たりが生まれた。その結果、観光収益の海外への流出や、観光産業からの利益の集中が起これ、地域の経済社会構造を一層偏らせる結果を招いていることが指摘されている。

他方、日本は対ドミニカ共和国の援助重点分野として「貧困削減と格差是正」を掲げ、その重点プログラムの「持続的な観光」としてJICAを通じて、同国における持続的な観光開発への取り組みを支援している。

同国の北部にあるプエルトプラタ県は、2008年には年間約56万人の国際観光客が訪れる全国第三の観光地である。1970年代に政府の積極的な観光開発政策と世界銀行の資金援助が行われて、大型ビーチリゾート開発のためのインフラ整備が進められた結果、2000年には同国を訪れる観光客の約30%、約87万人が訪れる観光地へと成長した。その一方で、外資中心の観光開発は周辺地域をほぼ除外する形で進められてきたため、地域住民が十分に利益を受けられず、結果としてプエルトプラタ県の生活水準は全国平均以下にとどまっている。こうした状況下、官民のステークホルダーが連携し、地元の特性や資源を十分活用して、地域の発展に結びつくように、持続的な観光開発の枠組みを構築することへの支援が日本に対し要請さ

れた。
本プロジェクトは、観光省と職業訓練庁を実施機関としている。2省庁を中心に、地域住民や民間セクターを巻き込みながら、地域資源を活用した観光商品やサービスを開発・普及するための体制づくりを行うことで、地域をあげての観光活動への参加による地域開発の仕組みを構築することを目的としている。その経験を用いて他地域にも活用が可能な「持続的な観光地域づくり」モデルの提言も行う。

JICA は2009年6月から7月にかけて詳細計画策定調査団を派遣し、プロジェクトの概要についてドミニカ共和国側と合意した。この調査の結果をふまえ、2009年8月、プロジェクトの基本計画、実施体制、双方の責任分担などを確認した討議議事録(R/D)が署名された。

上位目標	観光開発地域とその周辺住民が、既存の観光産業と連携・共存しながら観光活動に参加する機会を増やすことを通じて、生活レベルを向上させることで、持続的かつ豊かな観光地域が実現する。
プロジェクト目標	官民協力により、地域資源を活用した観光商品・サービスなどの開発やプロモーションが推進され、住民に裨益する持続可能な観光開発の仕組みが形成される。
成果	1.対象地域において広く住民に裨益するような官民協力による観光開発運営のワーキング・グループがムニシピオレベルで編成される。 2.編成したワーキング・グループが主体となって地域資源を活用した観光商品・サービスが開発され、マーケティング・サイクルに基づいた持続的な商品・サービスの改善が行われる。 3.県レベルの観光地域づくりを推進する基盤として、ムニシピオレベルのワーキング・グループの連合会が構築される。 4.プロジェクト活動がモニタリングされ、国内の他地域に応用されるための観光開発モデルが提案される。
活動	1-1 プエルトプラタ県の観光開発や関係機関の現状を把握・分析し、関係者間で情報を共有する。 1-2 官民協力による観光開発運営体制整備に向けたムニシピオレベルのグループを編成する。 1-3 観光開発の現状や地域の観光開発のポテンシャルを踏まえ、観光運営体制整備のための基本戦略とアクション・プランを作成する。 1-4 基本戦略・アクション・プランを実施するため、ムニシピオレベルのグループによる定期的な協議を実施する。 2-1 住民参加型により地域資源の調査(再発見)を行い、ムニシピオごとに情報の整理を行う。 2-2 地域資源や地域の特徴に基づき、ムニシピオごとにムニシピオ・ブランドのコンセプトを構築する。 2-3 ムニシピオ・ブランドのコンセプトに基づいたムニシピオレベルの年間活動計画を、住民参加型で作成する。 2-4 地域資源を活用した観光商品・サービスを開発するためのパイロット・プロジェクトをムニシピオレベルの年間活動計画から選定する。 2-5 マーケティング・サイクルに基づいて選定したパイロット・プロジェクトを実施する。 3-1 県レベルの観光地域運営体制となるムニシピオレベルのワーキング・グループの連合会を編成する。 3-2 編成した連合会による定期的な協議を実施する。 3-3 県レベルの地域ブランドの形成に向け、ムニシピオレベルで開発・改善した観光商品・サービスをフェア等への参加を通してプロモーションする。 3-4 編成した連合会により県ブランドを特定し、発信する。 3-5 観光地域運営体制の制度化への働きかけを行う。 4-1 他地域で応用するための観光開発モデルづくりのために、プロジェクト活動のモニタリング及び評価を行う。 4-2 観光開発モデルのためのガイドライン案を作成し、関係者や関係機関と共有する。 4-3 観光開発モデルのための提言を行い、関係者や関係機関と共有する。
投入	
日本側投入	専門家派遣9名(総括/組織強化、副総括/組織間調整/観光開発、商品開発、コミュニティ開発、観光プロモーション・マーケティング2名、観光地域マネジメント、観光マーケティング、業務調整) 機材供与 本邦研修、必要に応じて第3国研修 専門家活動費
相手国側投入	カウンターパートの配置(述べ19名配置、観光省10名(地方レベル4名、中央レベル5名)、職業訓練庁9名(地方レベル5名、中央レベル5名。いずれも兼任のカウンターパート) 施設(プロジェクトに必要で、両者が合意したもの) 専門家執務室(家具や備品などの設備を整えたもの) ローカルコスト(プロジェクト活動費の負担) 移動手段の提供
外部条件	①前提条件 ・カウンターパートが適切に配置される。 ・プロジェクト・サイトにおいて、安全が確保される。 ・地方政府(市長と市議)と住民がプロジェクト活動への参加を希望する。 ②活動実施のための外部条件 ・プロジェクトサイトの住民と市役所の間に対立がおこらない。 ・参加の意図を持つ民間セクターが適切にプロジェクト活動に参加する。 ③成果(アウトプット)達成のための外部条件 ・政府が引き続きプエルトプラタを観光地として重視する。 ・民間セクターがプロジェクトに参加を希望する。

- ④プロジェクト目標達成のための外部条件
 - ・観光産業に急激な変化がない。
- ⑤上位目標達成のための外部条件
 - ・観光産業に急激な変化がない。
 - ・政府の観光開発政策に急激な変更がない。

実施体制

- (1)現地実施体制
 - ・プロジェクト・ディレクター
観光大臣
 - ・プロジェクト・マネージャー
職業訓練庁長官
 - ・県レベルのプロジェクト・コーディネーター
観光省北部地域次官、職業訓練庁長官北部地域長
 - ・ワーキング・グループ
観光省、職業訓練庁、地方自治体(市)、大学、民間クラスター、コミュニティグループ、NGOなど
- (2)国内支援体制
観光分野課題別支援委員会

関連する援助活動

- (1)我が国の
援助活動
 - 持続的な観光関連帰国研修員および形成されつつある同地域での帰国研修員グループとその所属先
(研修員フォローアップにより中国国際センターと連携)
- (2)他ドナー等の
援助活動
 - 観光関連・地域開発関連JOCV、職業訓練庁SVのボランティア派遣事業との連携
 - 持続的な観光アライアンスプログラムを実施中のUSAIDは民間支援として国家競争力強化委員会と共に観光クラスターを支援しており、官側の支援が中心となるJICAとの密接な連携が想定されている。



技術協力プロジェクト

2016年11月09日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) サントドミンゴ特別区廃棄物総合管理能力強化プロジェクト (英) Project for Appropriate Waste Management in Santo Domingo National District
対象国名	ドミニカ共和国
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境保全プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	環境の持続可能性の確保
プロジェクトサイト	サントドミンゴ特別区(首都)
署名日(実施合意)	2009年02月25日
協力期間	2009年07月15日 ~ 2012年07月14日
相手国機関名	(和) サントドミンゴ特別区市役所
相手国機関名	(英) Ayuntamiento de Distrito Nacional

プロジェクト概要

背景

サントドミンゴ首都圏(以下「首都圏」)には年間約250万人の観光客が訪れることもあり、一日一人当たりのゴミ排出量は先進国並みの約1.26kgである(2005年)。首都圏は急速に進む都市化により大気汚染や水質汚染などの多くの都市型環境問題を抱えるが中でも廃棄物問題は解決すべき緊急の課題として上げられた。首都圏の中で特別区は面積93.5km²、人口約100万人を占め、最も都市化が進みかつ廃棄物問題も深刻であることから首都圏の他の自治体に先駆けて、廃棄物問題への取組みを進めている。かかる状況下でJICAは2005年7月より特別区を対象地域とした開発調査「サントドミンゴ廃棄物総合管理計画調査」を実施し、2015年を目標年次とし、(1)品質の高いごみ収集サービスの提供、(2)衛生理立処分の確立、(3)発生抑制、リサイクル等の推進による減量化の推進、(4)財政健全化(一般財源への依存率を30~50%とする)の4つを目標とする「廃棄物総合管理計画(以下「M/P」)を策定するとともに、収集改善、医療廃棄物管理改善等のパイロットプロジェクトを実施し、サントドミンゴ特別区役所(以下「ADN」)のキャパシティ・ディベロップメントを図った。また調査団の支援によりドミニカ共和国(以下「ド」国)初の清掃条例が作成され、2006年8月には区議会の承認を得、開発調査の実施により特別区の廃棄物管理にかかる基本計画(M/P)及び法的枠組み(清掃条例)が整備された。また、ADNはパイロットプロジェクトを通して得られた知識・経験を生かし、効率的・効果的な収集サービスを独力で展開できるレベルに達している。さらにM/Pでの計画に基づきコンセプション契約による民間委託を積極的に進め、現時点では約6割の地域の収集サービスをADNの管理・監督及び技術指導のもとに民間収集業者が実施している。また、開発調査での経験を生かし廃棄物管理、財務管理にかかるデータ収集・管理体制も独力で構築しており、収集したデータに基づく財務分析、収集サービス向上によるサービス徴収金額の増加等を通じた財務健全化にも取り組んでいる。

一方で、M/Pで提案された改善提案の中で、①廃棄物の減量化、②廃棄物の排出等にかかる住民啓発及び③収集・運搬車輛のメンテナンスについては未だ技術、知識、経験が不足し、課題が解決できていない状況である。①減量化については、M/Pの目標の1つとして掲げられている市場ごみ、剪定ごみに関する減量化の取組みは未だ実施されていない状況である。②住民啓発については排出ルールについて住民に十分に周知する体制が構築されておらず、指定された場所、日時以外に廃棄物が排出され、散乱している地域も多く見られる状況である。また③車輛メンテナンスについては、故障・メンテナンス記録及び工具・スベアパーツの管理体制が未整備である。このような状況から、ADNはM/Pで示された適正な廃棄物管理を実

現するためには、これらの課題を解決する適切な技術習得が必要であると判断し、廃棄物管理分野の専門家派遣による技術協力プロジェクトを「ド」国政府を通じて我が国政府に要請した。要請に基づき、事前調査を2008年9月～10月に実施し、「ド」国政府側とM/Mを締結した。M/Mに基づき、2009年2月にR/Dを締結した。

上位目標 2015年までに総合廃棄物管理計画(改訂廃棄物管理M/P)における目標が実質的に達成される。

プロジェクト目標 サントドミンゴ特別区の総合廃棄物管理システムが向上する。

成果 1)ADNの廃棄物管理計画能力が強化される。
2)車両メンテナンス及び住民啓発の改善を通じて廃棄物収集システムが強化される。
3)廃棄物処分量削減のために3R(Reduce, Reuse and Recycle)が導入される。

活動 1-1 廃棄物管理にかかる現状を分析し、課題を整理する。
1-2 M/Pの実施状況を調査・分析する。
1-3 2011年および2015年に向けてM/Pの目標および活動の見直し、精緻化を行なう。
1-4 サントドミンゴ首都圏共同体の他の自治体担当者が活用可能な、廃棄物管理計画作成のためのマニュアルを作成する。
1-5 廃棄物管理計画策定にかかる研修又はトレーニングを実施する。
2-1-1 ADNの車両管理・メンテナンスの状況を明らかにする。
2-1-2 車両管理システム改善計画を策定する。
2-1-3 車両管理マニュアルを策定する。
2-1-4 2-1-2で策定した改善計画を実施する。
2-1-5 実施のモニタリングを行ない、2-1-3で策定したマニュアルに反映する。
2-2-1 特別区内の廃棄物の排出に係るルールの確認及び排出状況を確認する。
2-2-2 都市廃棄物の排出に関する改善計画を検討する。
2-2-3 ごみ排出改善のための住民啓発用の教材などを作成する。
2-2-4 2-2-3で作成した教材を使って改善計画を実施する。
2-2-5 実施状況をモニタリングし、結果を計画に反映する。
3-1-1 古紙、ガラス、金属、プラスチックおよび有機系廃棄物のリサイクル活動の現状を調査する。
3-1-2 有価物のリサイクルの可能性を検討する。
3-2-1 3R導入のための住民啓発の計画を策定する。
3-2-2 啓発用教材を作成する。
3-2-3 住民啓発プログラムを実施する。
3-2-4 実施のモニタリングを行ない、プログラムに反映する。
3-3-1 現在の古紙リサイクル活動を広げるための計画を策定する。
3-3-2 3-3-1で策定した計画を実施する。
3-3-3 実施のモニタリングを行ない、計画に反映する。
3-4-1 剪定ごみのパイロットプロジェクトの計画を策定する。
3-4-2 剪定ごみのパイロットプロジェクトを実施する。
3-4-3 剪定ごみのパイロットプロジェクトを検証し、コンポスト拡大の計画を策定する。

投入

日本側投入 ・専門家派遣(チーフアドバイザー/廃棄物管理、住民啓発、収集・運搬車両メンテナンス管理、廃棄物減量化/3R促進)
・機材供与(破砕機)
・本邦/第三国研修

相手国側投入 ・プロジェクト実施経費の一部
・C/P、秘書、運転手等の配置
・専門家執務スペースの提供
・プロジェクト実施経費の一部

外部条件

①成果(アウトプット)達成のための外部条件
・民間業者が収集サービスを継続する。
・プロジェクト期間中にC/P職員が確保される。
・プロジェクト期間中にC/P側の必要予算が確保される。
②プロジェクト目標達成のための外部条件
・天災がプロジェクトの進行に影響しない。
・ドミニカ共和国政府による廃棄物管理に係る国家政策・方針が維持・改善される。
・最終処分場はプロジェクト期間中サントドミンゴ特別区の廃棄物の受入れを継続する。
③上位目標達成のための外部条件
最終処分場での衛生理立事業が導入・継続される。

実施体制

(1)現地実施体制 プロジェクトマネージャー: サントドミンゴ特別区区長
プロジェクトダイレクター: 都市清掃総局局長

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動 【開発調査】
「サントドミンゴ特別区廃棄物総合管理計画調査」(2005年7月～2006年10月)
【課題別研修】
プロジェクト関係者が以下の課題別研修に参加
2009年度
・JICA札幌地域別研修「中南米地域 廃棄物処理技術および3R」(2009年8月～9月)

(2)他ドナー等の
援助活動

・JICA中部地域別研修「中南米地域 循環型社会形成促進のための廃棄物総合管理」
(2009年6月～7月)

2010年度

・JICA札幌地域別研修「中南米地域 廃棄物処理技術および3R」(2009年8月～10月)

・JICA中部地域別研修「中南米地域 循環型社会形成促進のための廃棄物総合管理」
(2009年5月～7月)

【EU】

SABAMARプロジェクトによりサントドミンゴ市役所の収集サービスが実施されていない
貧困地区の廃棄物収集改善支援(零細企業者育成及び中継基地設立支援が実施され
た。(2006年終了)

【IDB】廃棄物の広域処理に関する開発調査(M/P調査)

東部地域自治体連合(ADEME)の行政区域(9自治体)を対象に、日本特別基金
(Japan Special Fund(JSF))の拠出で進められている協力として「東部地域の固形廃棄
物処分の問題における解決策の検討計画」が実施中であり、ADEMEを実施機関とし
て、最終処分場の適正管理、廃棄物の収集・運搬、廃棄物収集サービス等に係る料金
徴収等について協力が行なわれている。